

議案第 12 号

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例

野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和63年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市自転車等駐車対策等に関する条例

第1条中「整備」の次に「その他自転車等に関する施策の総合的な推進」を加える。

第2条第1号中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改める。

第12条第1項中「第8条第1項」の次に「及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を加え、「野田市自転車等駐車対策協議会」を「野田市自転車等駐車対策等協議会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車等の駐車対策に関する重要事項について市長に意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項について市長に意見を述べること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市自転車等放置防止に関する条例第14条第1項の規定により野田市自転車等駐車対策協議会の委員として委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後の野田市自転車等駐車対策等に関する条例第14条第1項の規定により野田市自転車等駐車対策等協議会の委員として委嘱された者とみなす。

(野田市自転車等駐車場条例の一部改正)

3 野田市自転車等駐車場条例（平成14年野田市条例第24号）の一部を次

のように改正する。

第15条第2項中「野田市自転車等放置防止に関する条例」を「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」に改める。

提案理由

自転車の利用を取り巻く環境の変化により自転車に関係する重大事故が増加していることを踏まえ、自転車保険の加入の義務化等自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項を審議するため、現行の野田市自転車等駐車対策協議会の所掌事務を改めるとともに、関係規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市自転車等放置防止に関する条例 (昭和63年野田市条例第19号)

改 正 案	現 行
<p><u>野田市自転車等駐車対策等に関する条例</u></p>	<p><u>野田市自転車等放置防止に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に基づき、駅周辺の道路、広場その他公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確立することにより、都市環境の整備その他自転車等に関する<u>総合的な推進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共の場所等 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で、<u>自転車等駐車場</u>以外の場所をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第12条 法第8条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、<u>野田市自転車等駐車対策協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>自転車等の駐車対策に関する重要事項について市長に意見を述べること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項について市長に意見を述べること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に基づき、駅周辺の道路、広場その他公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確立することにより、都市環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共の場所等 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で、<u>自転車駐車場</u>以外の場所をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第12条 法第8条第1項の規定により、<u>野田市自転車等駐車対策協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。</u></p>

○ 野田市自転車等駐車場条例 (平成14年野田市条例第24号) (附則第3項関係)

改 正 案	現 行
<p>(移送等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>野田市自転車等駐車対策等に関する条例</u>(昭和63年野田市条例第19号)第10条及び第11条の規定は、前項の規定により自転車等を移送し、保管する場合について準用する。</p>	<p>(移送等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>野田市自転車等放置防止に関する条例</u>(昭和63年野田市条例第19号)第10条及び第11条の規定は、前項の規定により自転車等を移送し、保管する場合について準用する。</p>

